

令和6年第1回津南町議会定例会会議録 (3月15日)

招集告示年月日		令和6年2月20日		招集場所		津南町役場議場	
開会	令和6年2月29日 午前10時00分			閉会	令和6年3月15日午後1時35分		
応招・ 不応招 出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1番	月岡奈津子	応・出	7番	風巻光明	応・出	
	2番	滝沢萌子	応・出	8番	石田タマエ	応・出	
	3番	村山郁夫	応・出	9番	栞原洋子	応・出	
	4番	関谷一男	応・出	10番	吉野徹	応・出	
	5番	久保田等	応・出	11番	江村大輔	応・出	
	6番	筒井秀樹	応・出	12番	恩田稔	応・出	
地方自治 法第121条 の規定に より説明 のため出 席した者 の職・氏名 (出席者： ○印)	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	桑原悠	○	農林振興課長 農業委員会事務局長	太田昌	○	
	副町長	根津和博	○	観光地域づくり課長	村山詳吾	○	
	教育長	島田敏夫	○	DMO推進室長	石沢久和	○	
	農業委員長	藤ノ木稔		建設課長	鴨井栄一郎	○	
	監査委員	藤ノ木勤	○	教育委員会教育次長	高橋昌史	○	
	総務課長	鈴木正人	○	会計管理者	鈴木真臣	○	
	福祉保健課長	野崎健	○	津南病院 庶務管理班長	涌井博美	○	
	税務町民課長	小島孝之	○				
職務のため出席した者の職・氏名	議会事務局長	保坂晃久		議会事務局班長	太田一規		
会議録署名議員	4番	関谷一男		6番	筒井秀樹		

〔付議事件〕

(3月15日)

- | | | |
|-------|--------------------------|---------------------------|
| 日程第1 | 議案第22号 | 財政調整基金の処分について |
| 日程第2 | 議案第23号 | 津南町減債基金の処分について |
| 日程第3 | 議案第24号 | 津南町簡易水道事業運営基金の処分について |
| 日程第4 | 議案第25号 | 令和6年度津南町一般会計予算 |
| 日程第5 | 議案第26号 | 令和6年度津南町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第27号 | 令和6年度津南町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第28号 | 令和6年度津南町介護保険特別会計予算 |
| 日程第8 | 議案第29号 | 令和6年度津南町簡易水道事業会計予算 |
| 日程第9 | 議案第30号 | 令和6年度津南町特定環境保全公共下水道事業会計予算 |
| 日程第10 | 議案第31号 | 令和6年度津南町農業集落排水事業会計予算 |
| 日程第11 | 議案第32号 | 令和6年度津南町病院事業会計予算 |
| 日程第12 | 議員派遣の件について | |
| 日程第13 | 議会運営委員会の閉会中の継続調査及び審査について | |

議長の開議宣告

議長（恩田 稔）

これより本日の会議を開きます。

—（午後 1 時 00 分）—

議事日程の報告

議長（恩田 稔）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日 程 第 1

議案第 22 号 財政調整基金の処分について

日 程 第 2

議案第 23 号 津南町減債基金の処分について

日 程 第 3

議案第 24 号 津南町簡易水道事業運営基金の処分について

日 程 第 4

議案第 25 号 令和 6 年度津南町一般会計予算

日 程 第 5

議案第 26 号 令和 6 年度津南町国民健康保険特別会計予算

日 程 第 6

議案第 27 号 令和 6 年度津南町後期高齢者医療特別会計予算

日 程 第 7

議案第 28 号 令和 6 年度津南町介護保険特別会計予算

日 程 第 8

議案第 29 号 令和 6 年度津南町簡易水道事業会計予算

日 程 第 9

議案第 30 号 令和 6 年度津南町特定環境保全公共下水道事業会計予算

日 程 第 10

議案第 31 号 令和 6 年度津南町農業集落排水事業会計予算

日 程 第 11

議案第 32 号 令和 6 年度津南町病院事業会計予算

議長（恩田 稔）

議案第 22 号から議案第 32 号まで一括議題といたします。
討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議長（恩田 稔）

議案第 22 号について討論を行います。 —（討論者なし）—
討論はないものと認め、討論を終結いたします。
議案第 22 号について採決いたします。
議案第 22 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—
全員賛成です。
よって、議案第 22 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 23 号について討論を行います。 —（討論者なし）—
討論はないものと認め、討論を終結いたします。
議案第 23 号について採決いたします。
議案第 23 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—
全員賛成です。
よって、議案第 23 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 24 号について討論を行います。 —（討論者なし）—
討論はないものと認め、討論を終結いたします。
議案第 24 号について採決いたします。
議案第 24 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—
全員賛成です。
よって、議案第 24 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 25 号について討論を行います。
まず、原案に反対の方の発言を許します。
9 番、栗原洋子議員。

(9番) 栗原洋子

令和6年度一般会計予算案に反対の立場で討論いたします。

今回、町長の町政への姿勢は、福祉切捨での姿勢が明らかになりました。令和6年度の新年度予算は、事務事業見直しと言いつつ、福祉切捨のための見直しだったのではないですか。高齢者タクシー利用券は、限られた高齢者のみで、条件を見れば誰でも使えるものではありません。公共交通体制にも現状維持を崩さず、町民に寄り添った支援となっています。

今年のように小雪で雪下ろしの仕事が絶たれ、業者への生活支援もしない冷たい姿勢です。

保育園・教育関係では、統合問題、保育園整備も全く進展も無く、問題を先延ばしにしているだけです。長野県伊那市の市長の子育て・教育行政を学んでいただきたい。「子どもは自然の中で育てる山保育、小学校はどんなに小さくなくても統合や廃校にはしない方針。なぜなら、小学校は無くなった瞬間に地域から火が消えてしまう。」という市長の考え方を学んでください。

津南町の人口減少、出生数の減少は深刻でも、少しでも遅らせる施策をするべきです。近隣市町村では、移住・定住が進んでいます。栄村の村長の考え方、「福祉を大事にする。政治は希望。そして、合理性というだけでは図り得ない領域が多々ある。」と述べています。

災害対応について、津南病院の災害対策は、患者の命を守ることができるのか。これにも非常に消極的です。老朽化したボイラー、病棟の不具合、エレベーターは1基しかない。どう避難するのか。避難訓練をぜひやってください。「躯体は大丈夫。」と町長は自信を持って言います。今は大丈夫、でも、明日は分からないから、私たちはぜひ建て替えてほしいと声を出しています。しかし、これも聞く耳を持たない。職員も「建て替えてほしい。」、OBの仲間たちも「建て替えたほうがいい。ぼろぼろだ。」と言っています。

原発災害時、小千谷市からの5地区から避難者を受け入れる。大型バスが何十台来るのでしょうか。そして、町内11か所の指定避難所で受け入れる。町民はどうするのですか。備蓄品も災害が起きてから運ぶのでしょうか。それでは遅いのではないですか。

町職員の減少、業務の多忙化、モチベーションが上がらない、コミュニケーションが取れないなど、職員の不満の声も聞きます。役場の機能が正常に働かない、そういう状況があるのではないのでしょうか。心躍る魅力あるまちにするには職員の力が十分発揮できたときに魅力あるまちになると信じています。

町長は、国、自民党の裏金問題に足元が動き、津南の地にしっかり足を付けているのか疑問です。新自由主義の時代は終わりました。企業での賃金格差、パート・臨時職員の低賃金、男女差、ここにしっかり手厚い手当をしなければ、生活に苦しむ町民が増え、年金暮らしの高齢者の暮らしは良くなりません。町長は、多忙なのは分かります。しかし、町民の命、暮らしを支えるのは町の責任です。しっかり町民と向き合い、あたたかな希望と愛、参加できるまち、魅力あるまちにしていきたい。国からの悪政の防波堤になっていただき、一緒にすばらしい津南町を作っていくことを願い、討論といたします。

議長 (恩田 稔)

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

5 番、久保田等議員。

(5 番) 久保田 等

令和 6 年度一般会計予算に賛成の討論をいたします。

2023 年度の当町の子どもの出生数は 23 人と過去最少という数字が示したとおり、2050 年までに人口は 4,700 人に縮小されることが予想されており、このままいけば経済が成り立たなくなる危機に迫られています。令和 6 年度町長施政方針では、「何もしないで平和的な衰退を選ばず、積極的に延命し、外の力も入れつつ稼げる町政を目指し、町を維持していく。」という強い意志を感じ取れました。昨今のあらゆる人件費、経費の高騰、施設修繕費の増により、今年度の予算編成も大変厳しい状況が伺えます。昨年を上回る基金からの繰入金、取崩しは、財政調整基金 5 億 9,000 万円、前年比 9,100 万円の増、ふるさと支援まちづくり基金 1 億 3,728 万円、減債基金 3,000 万円、ニュー・グリーンピア津南運営支援基金 8,041 万円の合計 8 億 3,971 万円と大変厳しい財政情勢のなか、桑原町長の手腕が問われる予算編成となりました。歳出におかれましては、抜本的な歳出見直し、少子化・人口減少の本気の食い止め、産業・地域コミュニティ活性化の三つをポイントにし、町のランドデザインを描き、少子高齢化にもれなく対応するため、財政的に厳しい状況が続くなかで自主財源を確保するためにはふるさと納税に力を入れなくてはならないことにより、早く気づき、本腰を入れる体制作りのために、私が前からお願いしている国の人材派遣制度、地域活性化起業人制度で民間人材を活用し、令和 5 年度 3 億円のふるさと納税額を倍の 6 億円になる取組、企業版ふるさと納税も民間企業の力を借り、目標額 1,000 万円と稼げる町政の取組を一般会計に計上したことで、町の本気度を感じさせる一般会計予算であると感じました。

昨年の一だ行事は、米・食味分析鑑定コンクールでしたが、今年は 3 年に一度の大地の芸術祭の年であります。芸術祭事業に掛ける意気込みが 2,955 万円の予算に表れています。これだけの金額を投資するのですから、費用対効果をしっかり見極め、商店街の活性化、交流人口・関係人口増につながるよう対応していただきたい。

もう 1 点、移住・定住促進事業にも今年も 1,000 万円以上掛け、人口減少を少しでもゆるやかにしたいという気持ちの表れが感じられます。しかし、若者を毎年 10 人以上増やしていくと津南町総合振興計画で言っている割には全く成果が出ていないのが現状です。自信を持って「今年の移住者は何人です。」と言えるよう、予算に見合った結果を出すよう対応願いたい。全ての事業に対して言えることですが、大変貴重な財源を使っているということを忘れず、予算を掛けるのが仕事ではなく、結果を出すのが仕事であります。

最後になりますが、今回、保育園再編の予算が盛り込まれていないのは大変残念ではありますが、今の保育園児、保護者の置かれている立場を一刻も早く改善していただくことをお願いして、今回の令和 6 年度一般会計予算に賛成します。ぜひ、皆様からの賛同をお願いします。

議長（恩田 稔）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

3 番、村山郁夫議員。

(3番) 村山郁夫

3番、村山郁夫です。

令和6年度一般会計予算案について、反対の立場で討論いたします。

本予算案は、ただ1点を除いては規律ある財政の観点で苦心し、各会計への歳出にも最大限配慮した内容となっておりますが、形式的に条例違反となる予算案であるからです。それは、津南町重度心身障害児者見舞金支給条例及び津南町在宅介護手当支給条例の一部改正案を当局が取り下げた結果、条例で規定する必要な財源を当初から確保していないという論理的整合性を欠いているためです。後日、補正でこの条例違反状態を解消することになりますが、予算編成方針の根幹に関わる部分を議会の討論の場に付さなかったことは残念で仕方ありません。これに関して、私の意見を次に述べることで反対の理由といたします。

1番、重度心身障害児者見舞金条例改正について、これは昭和47年から51年間にわたり継続している町が単独で支援している福祉施策です。成立した当時は、まだ国や県の制度が不十分で、身体・知的・精神について、別々の制度運用がようやく障害者対策基本法として昭和54年に一本化されたばかりの時期でした。しかも、国の制度は、旧厚生省の象徴予算であって常に予算不足で、旧大蔵省と折衝する必要がありました。このような時代に、町は先達者の皆様のお力を借りて、国や県の制度の狭間を埋める先進的な見舞金を支給し始めたものです。金銭をお渡しするだけでしたが、当時はそれしか方法が無かったと言えます。この状況が大きく変わったのが平成17年に施行された障害者自立支援法からです。これによって、国は法律で自立支援の給付の2分の1が義務付けされました。その後は、平成12年に成立した介護保険制度との融合が図られ、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援などの介護給付、相談支援、自立支援医療、就労自立支援、通所支援等が加わり、更には補助金制度の地域生活支援事業、補助率2分の1等も合わされて運用されてきました。したがって、51年前に町が直接本人に金銭を配ることで始めた事業が現在は国や県が生活に御不自由のある皆様方のサポート体制を国民全体で整えることとして花開いたものであります。この度、当局が成立を目指した改正案は、確かに町独自の福祉施策が後退したかのように映りますが、今後、この制度を継続し、更なる改善をするために、御不自由をお持ちの皆様からも御協力をいただき、ある程度、目的を達した部分については見直しを行い、別の視点から新たな施策を構築していくことが必要とされており、新年度の予算では高齢者タクシー利用助成事業として提案されております。さらに、これでもまだ不十分のところがあり、例えば、ドアツードアで病院等の玄関までの送迎や、障害者・高齢者除雪援助の仕組みなど、今後の支援体制の在り方を見直すなかで、未長く津南町が生き残っていく道を探らなければいけない時期を迎えております。

2番目の在宅介護支援手当支給条例の一部見直しについて、この制度は平成7年からの28年間続くもので、介護を行う擁護者に対する金銭給付で、他市町村では介護おむつ代として支給するところが多いものです。この度の見直しの影響事例としては、例えば、介護度1・2でも入浴は全介助が必要な方はいます。改正後は、手当が支給されなくなりますが、平成12年からの介護保険制度の給付としての入浴サービスは可能となっており、介護者の労力軽減に役立っています。したがって、上記1の理由と同じく、総合的な制度・

政策が充実したことによって、町単独の制度を見直す事ができるものは見直すという勇気が必要となるものです。

この考え方は福祉の分野に限らず、町全体の事務事業において、サービスの低下となってしまう分野をどのように町民の皆様から負担していただくのか、当局はしっかりと覚悟を持って提示する必要があります。これは、役場各職員が行政執行のエキスパートとして、高い見識と確固たる理念を持つことで始まるものであり、その上で、住民の皆様を理解していただく話し合いを時間を掛けて進めていく必要があります。

20年前に独立を決断した津南町を支え続けるために、町民の皆様と行政・議会との信頼と緊張の関係を基として、共に行動いたしましょう。

議長（恩田 稔）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。 —（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

次に、原案に反対の方の発言を許します。 —（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

議案第 25 号について採決いたします。

議案第 25 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立 9 名、非起立 2 名）—

賛成多数です。

よって、議案第 25 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 26 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 26 号について採決いたします。

議案第 26 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立 10 名、非起立 1 名）—

賛成多数です。

よって、議案第 26 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 27 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 27 号について採決いたします。

議案第 27 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立 10 名、非起立 1 名）—

賛成多数です。

よって、議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 28 号について討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

9 番、栞原洋子議員。

（9 番）栞原洋子

令和 6 年度介護保険特別会計予算に反対の討論をいたします。

年金、医療、介護、福祉などの社会保障は、憲法 25 条に保障された国民の大切な権利です。経済の重要な部分も占めています。2024 年度の介護保険制度改定では、介護報酬改定率が 1.59%、そのうち職員の基本給アップに充てられるのは 0.98%で、2024 年度は月 7,500 円のアップを目指すとされています。しかし、全産業の平均と比べ、月額 7 万円もの給与差があり、今回の賃上げだけで人材確保にどれだけ効果があるのでしょうか。町内介護施設の人材不足は大変深刻です。職員の処遇改善、物価高騰への対応や感染対策など、利用者のサービス向上に大幅な介護報酬の引上げが不可欠です。訪問介護では、2023 年の訪問介護事業者の倒産件数が過去最多の 69 件に上っています。厚生労働省の調査で訪問介護事業所の 36.7%が赤字状態であるにもかかわらず、訪問介護の基本報酬を二、三%も引き下げようとしています。基本報酬が下がれば、事業者への影響は大きく、更に閉鎖や倒産の事業所が増えていく可能性があります。必要な訪問介護サービスが受けられない介護難民を生むことになりませんか。持続可能な介護制度にするために、訪問介護報酬引下げ中止を国に強く要望していただきたい。介護保険制度が始まってから 23 年、介護保険料は見直しの度に引上げられ、65 歳以上の介護保険料の基準額は、開始当初 1 人当たり月額 2,583 円だったのが全国平均でも基準額は 6,014 円、第 9 期第 5 段階で 6,400 円から令和 6 年度は 7,000 円と大幅な値上げが実施されようとしています。高齢者はこれ以上負担に耐えられません。2013 年から 2023 年の 10 年間で年金は実質 7.3%も削減されています。更に、物価高騰の厳しい生活のなかで、介護保険料の負担増で生活が脅かされます。介護は社会保障です。町内の一介護事業所では、特別養護老人ホームの一施設が町外へ移転します。在宅介護を支えている支援センターは、1 か所で町内全域の在宅介護を支えられるのでしょうか。近隣では唯一の老健が 3 月末で閉鎖です。特別養護老人ホーム待機者も多く、住み慣れた地域を離れ、県外の介護施設に行かなければならない状況も聞いています。

自治体の役割は、要支援・要介護状態になっても、全ての住民が健康で文化的な生活を営むことができる環境を整えていくことではないですか。誰でも安心して利用できる制度にするために、介護保険の国庫負担割合を引き上げ、介護報酬の大幅な引上げを国に強く求めていただきたいことを訴え、反対討論といたします。

議長（恩田 稔）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

次に、原案に反対の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

議案第 28 号について採決いたします。

議案第 28 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立 10 名、非起立 1 名）—

賛成多数です。

よって、議案第 28 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 29 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 29 号について採決いたします。

議案第 29 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 29 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 30 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 30 号について採決いたします。

議案第 30 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 30 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 31 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 31 号について採決いたします。

議案第 31 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 31 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 32 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 32 号について採決いたします。

議案第 32 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 32 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 12
議員派遣の件について

議長（恩田 稔）

議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第 127 条の規定により、お手元に配布した内容で議員を派遣することにしたい
と思います。これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配布のとおり派遣することに決定いたしました。

日 程 第 13
議会運営委員会の閉会中の継続調査及び審査について

議長（恩田 稔）

議会運営委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布のとおり閉会中の調
査・審査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の調査・審査に付することに御異議ありま
せんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の調査・審査に付することに決定
いたしました。

議長（恩田 稔）

以上をもって、本定例会に付議された事件の審議は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第 7 条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

町長より挨拶を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

町長（桑原 悠）

閉会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

行きつ戻りつ、そんな季節感の今日この頃でございます。本定例会、議員の皆様から慎
重審議を賜り、誠にありがとうございました。

令和6年度一般会計予算、そして、各特別会計、事業会計予算に賜りました御意見、御指導につきましては十分に留意し、町民の皆様のそれぞれの思い、御意見を大切にまいります。

「さまざまのこと思ひ出す桜かな」でしたでしょうか。松尾芭蕉が久しぶりに訪れた故郷で咲き誇る桜を見て詠んだ句でございますが、今年も多くの若者が進学や就職で旅立ちの春を迎えます。いつの日か故郷に帰る日に津南町が元気でありますよう、全庁一丸となりまして町の振興に果敢に取り組んでまいります。

今年は、大きな課題について、幾つも議員の皆様にご相談申し上げ、決めていかねばならない、そういった年になると強い覚悟をしております。

本定例会に感謝を申し上げまして、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

議長（恩田 稔）

これにて、令和6年第1回津南町議会定例会を閉会いたします。

—（午後1時35分）—